

# 小山市通学路交通安全プログラム

## ～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年 6月  
【令和4年4月一部改訂】

小山市通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年9月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「小山市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議において策定しました。

- ・ 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
- ・ 栃木土木事務所
- ・ 小山警察署
- ・ 小山市校長会（小学校代表者）
- ・ 小山市P T A 連合会（P T A 代表者）
- ・ 小山市都市整備部都市計画課
- ・ 小山市建設水道部道路課
- ・ 小山市市民生活部市民生活安心課
- ・ 小山市教育委員会教育総務課

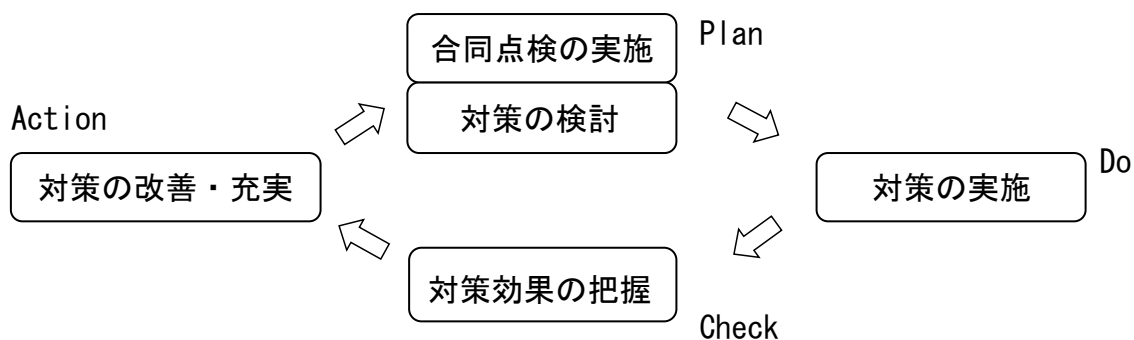
## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の25小学校から、新たに危険箇所としてあがってきた箇所を中心に、合同点検を実施します。
- ・安全推進会議関係団体等から、改善箇所としてあがってきた箇所について合同点検を実施します。
- ・実施時期は、6月から8月の期間に行います。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、市教育委員会等が参加する合同点検を、必要に応じて実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者等へのアンケート調査など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

#### 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。